

## 〔個人情報の利用目的〕

お客様にご記入いただきましたお名前・ご住所などの個人情報は、当金庫のつるしんファームバンキングサービスにおけるすべての取引、及びこれに付随する各個別のサービス、取引、機能等に関する申込受付、本人認証、お取引の実施・管理、ご案内書面等の送付、問合せ対応その他お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のために利用いたします。

敦賀信用金庫

# つるしんファームバンキングサービス(FB)利用規定

## 第1章 共通事項

### 第1条 つるしんファームバンキングサービス

#### 1 つるしんファームバンキングサービスとは

つるしんファームバンキングサービス（以下「本サービス」といいます）とは、占有・管理する端末機（以下「端末」といいます）を用いたご契約者（以下「契約先」といいます）からの依頼に基づき、資金移動、口座情報の照会、総合振込、給与振込、賞与振込、預金口座振替、その他の金庫所定の取引を行うサービスをいいます。

ただし、当金庫は、その裁量により、本サービスの対象となる取引及び内容を、ご契約先に事前に通知することなく追加又は変更する場合があります。かかる追加又は変更により、万一ご契約先に損害が生じた場合にも、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

#### 2 利用の前提

- (1) 契約先は、本規定の内容を十分に理解したうえで、自らの責任において本サービスを利用するものとします。
- (2) 本サービスを利用するにあたり必要となる対応ソフトウェアは、当金庫では提供いたしません。契約先は、他金融機関等の提供する対応ソフトウェアを通じて本サービスを利用するものとします。当金庫では他金融機関の提供する対応ソフトウェアの補修及び不具合・バージョンアップ等の対応は行わないこととします。

#### 3 利用申込

- (1) 本サービスの利用を申込みされるお客様（以下「申込者」といいます）は、本利用規定及びその他関連諸規定の内容に同意のうえ、「つるしんファームバンキング利用申込書」（以下「申込書」といいます）に必要事項を記載して当金庫に提出するものとします。
- (2) 当金庫が申込書に押印された印影と当金庫に届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱した場合は、申込書に偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (3) 本サービスの利用に関するお客様と当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます）は、当金庫所定の方法によるお客様の申込みに基づき、当金庫が申込みを適当と判断し、承認した場合に成立するものとします。

#### 4 サービスの利用者

契約先は、本サービスの利用者（以下「利用者」）に本規定を遵守させるとともに、それらの方の行為を監督するものとします。

- (1) 利用者以外に本サービスを利用するための端末操作をさせてはならないものとします。利用者以外が操作したことに基づく一切の責任は契約先が負うものとします。
- (2) 利用者が行った行為に基づく一切の責任は契約先が負うものとします。

#### 5 使用できる端末機器等

契約先は、本サービスの利用に際して使用できる端末及び回線等の使用環境について、契約先の負担及び責任において準備するものとし、本サービスの利用に適した状態及び環境に設定し維持するものとします。

#### 6 サービス利用口座の届け出

- (1) 契約先は、申込書により、サービス利用口座（以下「取引用口座」といいます）を届け出るものとします。
- (2) 登録できる取引用口座は、当金庫所定の口座数とし、契約先名義の当金庫同一取引店内にある当座勘定及び普通預金に限ります。なお、複数の取引店での利用が必要な場合は、取引店ごとに申込書により届け出るものとします。
- (3) 契約先が取引用口座の変更又は追加・削除を希望する場合は、申込書により届け出るものとします。
- (4) 当金庫は、登録できる取引用口座の数又は預金の種類を変更することができます。

#### 7 本サービスの取扱時間

- (1) 本サービスの取扱時間は、当金庫所定の時間内とします。
- (2) 当金庫は、契約先に事前に通知することなく取扱時間を変更することがありますが、変更したときは直ちにホームページに掲示します。この場合、当金庫は、契約先に対する個別の通知を省略します。
- (3) 当金庫は、前号にかかわらず、システムの維持、改善、保守のために本サービスの取り扱いを一時中止することがあります。この場合は、事前にその日時等をホームページに掲示します。

#### 8 手数料等

- (1) 本サービスの利用にあたっては、当金庫所定の基本利用料金（月額）（いずれも消費税を含みます。以下同じ）をいただきます。基本利用料金（月額）は月間の契約日数にかかわらず、さらに、ご利用の有無にかかわらず、1か月分全額を申し受けます。なお、当金庫は、請求書及び領収書の発行を省略します。
- (2) 基本利用料金（月額）は、毎月当金庫所定の日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に普通預金規定、総合口座取引規定及び当座勘定規定等の定めにかかわらず、小切手又は通帳及び払戻請求書の提示を受けることなく、申込書により届出の口座（以下「引落口座」といいます）から、自動的に引き落とします。
- (3) 当金庫は、既存のサービス及び新たに追加したサービスについて手数料を設定することができるものとし、また、金融情勢の変化等に基づき手数料を改定することができます。この場合には、速やかにホームページに掲載する等の方法により告知しますが、当金庫は、契約先に対する個別の通知を省略します。
- (4) 本サービスを利用するにあたり必要となる通信料金、電話回線接続料金、その他端末機器等については、契約先が負担するものとし、

## 第2条 取引時確認

### 1 取引時確認事項の届出

- (1) 本サービスの利用にあたって、事前に契約先は本サービスを利用する契約先名義の預金口座（以下、「利用口座」といいます）の支店番号、預金種類、口座番号（以下、これらを総称して「利用口座情報」といいます）及び暗証番号、その他当金庫所定の事項（以下、「取引時確認情報」といいます）をあらかじめ当金庫に届け出るものとし、
- (2) 当金庫で受付けた利用口座情報及び暗証番号の内容と、前項により当金庫に届け出られた利用口座情報及び取引時確認情報が一致した場合に、当金庫は契約先からの申し込みとして取扱うものとし、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。なお、契約先は申込内容によって取引時確認情報の項目が異なる場合があることを了承するものとし、

### 2 取引時確認情報の管理

- (1) 当金庫は、本条第1項の方法に従って利用口座情報、取引時確認情報の一致を確認して取引を実施した場合、取引時確認情報につき不正使用、盗用、通信電文の改ざん、その他の事故があっても当該取引を有効なものとして取扱い、また、契約先は、そのために生じた損害について当金庫が責任を負わないことを了承するものとし、
- (2) 契約先は、取引時確認情報を、第三者に知られたり盗難されないよう、契約先ご自身の責任において厳重に管理するものとし、
- (3) 取引時確認情報を失念したり、第三者に知られたり盗難された場合、又はそのおそれがある場合には、契約先は直ちに当金庫に届け出るものとし、

## 第3条 取引の依頼・確定・確認

### 1 取引の依頼方法

本サービスによる取引の依頼は、第2条第1項に従った取引時確認が終了後、契約先が取引に必要な事項を当金庫の指定する方法で当金庫に伝達して行うものとし、当金庫は、契約先があらかじめ取引を指定した取引用口座にて依頼された取引を実施します。

### 2 取引依頼の確定

- (1) 当金庫が、本サービスによる取引の依頼を受け付けた場合、契約先に依頼内容を確認します。契約先はその内容が正しい場合には、当金庫の指定する方法で確認した旨を当金庫に回答してください。
- (2) 当金庫が、前号の契約先から回答された内容を確認した時点で、当該取引の依頼が確定したものとし（以下、確定した依頼を「確定依頼」といいます）、当金庫が定めた方法で各取引の手続きを行います。

### 3 取引内容の確認

- (1) 取引用口座から資金の引き落としを行う取引を利用した場合、契約先は、依頼内容及び処理結果について、本サービスの取引受付結果画面又は依頼内容照会画面、預金通帳への記帳、当座勘定照合表等により、契約先の責任においてその取引内容を照合するものとし、万一、取引内容に相違がある場合は、直ちにその旨を当金庫取引店に連絡してください。
- (2) 依頼内容等について、契約先と当金庫との間に疑義が生じたときは、当金庫が保存する電子的記録等の取引内容を正当なものとして取り扱います。

### 4 取引内容の変更・取消し

取引内容の変更又は取消しは、契約先が当金庫所定の方法により行うものとし、なお、当金庫への連絡の時期、取引の内容によっては変更又は取消しができないことがあります。また、契約先は、確定依頼したデータの訂正・取消しができないことを了承するものとし、

### 5 各種取引に伴う資金の引き落とし方法

- (1) 確定依頼を処理するために必要な資金（各種手数料、消費税等を含みます）については、当金庫は、普通預金規定、総合口座取引規定及び当座勘定規定等の定めにかかわらず、小切手又は通帳及び払戻請求書の提出を受けることなく、取引用口座から必要資金を自動引き落としのうえ充当します。
- (2) 前項に定める取引において引き落としが成立しなかった場合（残高不足の他、お申込口座の解約、貸付金の延滞・差押

えによる支払停止及び契約先からの申出による通帳・印鑑の紛失による支払停止等の場合も含まれます)には、当該取引の依頼はなかったものとして取り扱います。

- (3) 同一日に数件の確定依頼があり、その手続きを処理するために必要な資金相当の残高が取引口座にない場合、どの確定依頼を選択し、いかなる順序で処理するかは、当金庫の任意により決定します。

#### 第4条 契約先情報等の取扱い

##### 1 契約先情報等の管理

当金庫は、次の各号に定める情報(以下、「契約先情報等」といいます)を厳正に管理し、契約先の情報保護のために十分に注意を払うとともに、契約先情報等を信用金庫法その他法令に基づき当金庫が営むことができる業務の範囲内で利用することができるものとします。

- (1) 契約先が本サービスの利用申込時に届け出た情報、契約先より登録された利用者に関する情報及び第5条の定めに基づき変更された情報(以下、総称して「契約先情報」といいます)
- (2) 本サービスの利用履歴及びその他本サービスの利用にともなう種々の情報(以下、「契約先取引情報」といいます)

##### 2 契約先情報の利用に関する承諾

契約先は、当金庫が次の利用目的により、契約先情報及び契約先取引情報を業務上必要な範囲で利用することについて、あらかじめ承諾するものとします。

- (1) 契約先及び本サービスに関する管理並びに本サービスに関する情報提供
- (2) 当金庫よりご案内する金融商品、サービスに関するご案内及びダイレクトメールの発送
- (3) 新商品、新サービスの企画・開発
- (4) 本サービスにかかわる処理業務に関する外部委託

##### 3 契約先情報等の廃棄

当金庫は、一定の期間を経過したときは、契約先情報等を廃棄することができるものとします。

#### 第5条 届出事項の変更等

##### 1 届出事項の変更

契約先は、預金口座及び本サービスに関する印章、名称、住所、電話番号、その他の届出事項に変更があったときには、当金庫の定める方法(本規定、各種預金規定及びその他の取引規定で定める方法を含みます)に従い直ちに当金庫に届け出るものとします。届出事項の変更は当金庫の変更処理が終了した後に有効となります。変更処理終了前に生じた損害等については、当金庫は責任を負いません。

##### 2 未届出による通知等の未達

前項に定める届出事項の変更の届出がなかったために、当金庫からの通知又は当金庫が送付する書類などが延着し、又は到着しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

#### 第6条 免責事項等

##### 1 取引時確認

- (1) 当金庫が第2条による取引時確認手続き終了後に本サービスを提供したときは、当該本サービスの利用は契約先によるものとして取扱い、暗証番号等の偽造、変造、盗用、不正使用等いかなる事由が存在しても、当金庫の責めに帰すべき事由がない限り、当金庫は責任を負いません。万一、暗証番号等が盗用された疑い等があるときは、契約先は、直ちに当金庫に連絡するものとします。

##### 2 印鑑照合

当金庫に提出された書類に押印された印影と当金庫に届出の印鑑とを相当の注意をもって当金庫が照合し、相違ないものと認めて取り扱った場合には、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

##### 3 通信手段の障害等

当金庫が相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず生じた通信機器、回線及びコンピュータ等の障害、並びに電話の不通その他通信手段の障害等によって取引が遅延したとき、若しくは取引ができなかったとき、又は誤った取引が成立したことによって生じた損害については、当金庫の故意又は重大な過失がない限り、当金庫は責任を負いません。

##### 4 通信経路における取引情報の漏洩等

電話回線等の通信経路において盗聴、不正アクセス、盗用等により取引情報等が漏洩したことによって生じた損害について、当金庫の故意又は重大な過失がない限り、当金庫は責任を負いません。

##### 5 災害・事変等

災害・事変・号令による制限等当金庫の責めに帰すことのできない事由、又は裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由によって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

##### 6 通信記録等の保存

本サービスを通じてなされた契約先と当金庫との間の通信記録等は、当金庫所定の期間に限り当金庫所定の方法・手続きによって保存するものとします。当該期間経過後は、当金庫がこれらの記録等を消去したことにより生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

## 7 情報の開示

法令、規則、行政庁の命令等により本サービスにかかわる情報の開示が義務付けられる場合（当局検査を含みます）、当金庫は契約先の承諾なしに当該法令・規則・命令の定める手続きに基づいて情報を開示することがあります。当金庫が当該情報を開示したことにより生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

## 8 規約違反等

契約先が本規定に定めた事項に違反して本サービスを利用したために生じた損害、及び当金庫以外の金融機関等の責に帰すべき事由により生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

### 第7条 禁止行為

#### 1 譲渡・質入

契約先は、本規定に基づく契約先の権利及び預金等を、譲渡、質入等することはできません。

#### 2 不適當・不適切な行為

契約先は、本サービスにおいて次の行為をしてはなりません。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 犯罪的行為に結びつく行為
- (3) 本サービスの運営を妨げるような行為
- (4) 本サービスで提供される情報を不正の目的をもって利用する行為
- (5) 当金庫の信用を毀損するような行為
- (6) 自分以外の人物を名乗ったり、代表権や代理権がないにもかかわらず会社などの組織を名乗ったり、又は他の人物や組織との提携、協力関係にあると偽ったりする行為
- (7) その他、当金庫が不適當・不適切と判断する行為

### 第8条 一時停止

#### 1 一時停止

- (1) 当金庫は、契約先が前条に違反した場合には、契約先にあらかじめ通知することなく、本サービスの利用を一時停止することができるものとします。ただし、この規定により、当金庫が契約先に対して一時停止措置をする義務を負うものではありません。
- (2) 契約先が緊急的に本サービスの一時停止を必要とする場合は、直ちに当金庫に申し出るものとします。この場合、当金庫は、当金庫所定の時間内に当金庫所定の手続きにより対応するものとします。なお、契約先において本サービスの利用を再開するときは、再度当金庫に対して申込書を提出し、申込手続きを行うものとします。
- (3) 基本利用料金（月額）は、本条第1項又は前項に基づき本サービスを一時停止した場合でも減額されません。
- (4) 本条第1項又は第2項に基づく一時停止時点で手続きが完了していない確定依頼が存在する場合、原則として当該確定依頼は取り消されません。ただし、本条第1項により当金庫が本サービスを一時停止したときは、当金庫の判断により確定依頼を取り消す場合があります。

### 第9条 解約等

#### 1 都合解約

- (1) 本規定に基づく契約は、契約先又は当金庫の一方の都合でいつでも通知することにより、解約することができます。
- (2) 契約先の都合により解約する場合は、契約先が当金庫所定の書面を当金庫に提出し、当金庫所定の手続きを経て解約処理が終了したときに解約となります。解約手続き終了前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。本サービスによる取引において未処理のものがある等、当金庫が必要と認めた場合については、即時に解約できない場合があります。

#### 2 取引用口座の解約

- (1) 基本手数料決済口座が解約された場合は、本サービスの利用契約はすべて解約されたものとみなします。
- (2) 取引用口座が解約された場合は、当該口座は本サービスから削除されたものとみなします。

#### 3 強制解約

契約先に以下の各号の事由が一つでも生じたときは、当金庫は契約先に通知することなく、いつでも本サービスの全部又は一部の利用を停止し、又は本規定に基づく契約を直ちに解約できるものとします。

- (1) 支払停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立てがあったとき
- (2) 契約先の財産について仮差押え、保全差押え、差押え又は競売手続の開始があったとき
- (3) 手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
- (4) 相続の開始があったとき
- (5) 成年後見開始あるいは保佐開始の審判がなされたとき
- (6) 行方不明となり、当金庫から契約先に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき
- (7) 住所変更の届出を怠るなど契約先の責めに帰すべき事由によって、当金庫において契約先の所在が不明となったとき
- (8) 当金庫に支払うべき所定の手数料（消費税を含みます）の未払い等が生じたとき

- (9) 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき
- (10) 解散、その他営業活動を休止したとき
- (11) 当金庫への本規定に基づく届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明したとき
- (12) 暗証番号を不正に使用したとき
- (13) 法令や公序良俗に反する行為に利用され、又はその恐れがあると認められるとき
- (14) 本規定又は本規定に基づく当金庫所定事項に違反したとき
- (15) その他、前各号に準じ、当金庫が本サービスの一時停止又は解約を必要とする相当の事由が発生したとき

#### 4 反社会的勢力の排除

契約先が以下の各号の一にでも該当する場合は、当金庫はいつでも契約先に通知することなく、本規定に基づく契約を解約できるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- (1) 契約先が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます）に該当し、又は次のいずれかに該当することが判明した場合
  - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) 契約先が、自ら又は第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当金庫の信用を毀損し、又は当金庫の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為

#### 5 解約の通知

当金庫が解約の通知を届出の住所宛に発信した場合に、その通知が契約先の受領拒否、転居先不明等の理由により契約先に到着しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 6 損害賠償

解約によりご契約先に損害が生じた場合にも、当金庫はその責任を負いません。また、当金庫に損害が生じた場合は、ご契約先がその責任を負うものとします。

#### 7 確定依頼の処理完了前の解約

本契約の解約がなされた時点で、手続きが完了していない確定依頼が存在する場合、原則として当該確定依頼は取り消されません。ただし、本条第3項又は第4項による強制解約の場合は、当金庫の判断により確定依頼を取り消す場合があります。

### 第10条 規定の変更等

#### 1 規定の変更

当金庫は必要がある場合、契約先の事前の承諾を得ることなく、本規定の内容及び利用方法（当金庫の所定事項を含みます）を変更することができます。この場合、当金庫は、ホームページ上の本規定を改定して掲示する等の方法により告知します。

#### 2 規定の変更の承諾

当金庫は、前項の掲示で指定した日（以下、「変更日」といいます）以降は、変更後の規定により取り扱い、変更日以降に契約先が本サービスを利用した場合、変更後の規定の内容について異議なく承諾されたものとみなします。

#### 3 規定の変更の未承諾による解約

契約先は、本条第1項の規定の変更につき承諾しない場合、本規定に基づく契約を解約することができます。この場合の手続きは、第9条の規定を準用するものとします。

#### 4 従前の規定との関係

本規定等に基づく本サービスの利用申込以前に、本サービスの利用に関して契約先が当金庫と締結又は提出した契約書又は覚書、利用申込書等があり、その内容が本規定等の各条項に抵触する場合は、本規定等の承認をもって変更されたものとみなします。

#### 5 関係規定の適用・準用

契約先は、本規定に定めのない事項については、当金庫が別に定める各種預金規定、当座勘定規定、振込規定、口座振替規定、その他関連規定及び取引約款の各条項が適用されること、それらの規定等の内容も確認していることを了承するものとします。

## 第11条 サービスの追加

本サービスには、今後新たなサービスが追加されることがあります。契約先は新たな申し込みを行うことによって、追加されるサービスを利用することができます。ただし、当金庫が指定する一部のサービスについては、新たな申し込みが不要場合があります。また、サービス追加時には、本規定を追加・変更する場合があります。

## 第12条 サービスの休止・廃止

本サービスで実施しているサービスの全部又は一部について、当金庫は契約先に事前に通知することなく休止、又は廃止する場合があります。この場合、その旨及び必要事項を当金庫ホームページに掲載する等の方法により告知いたします。また、サービスの一部廃止時には、本規定を変更する場合があります。

## 第13条 取引店の変更・移管

### 1 取引店の変更

本サービスの利用契約については、取引店の変更はできません。契約先は、取引店の変更を希望する場合は、現取引店に本サービスの解約届を提出のうえ、新取引店に変更後の口座で新たに申し込むものとします。

### 2 取引店の移管

店舗の統廃合等の場合には、本規定に基づく契約は新しい取引店に移されませんのでご注意ください。新取引店に変更後の口座で新たに申し込むものとします。

## 第14条 通知手段

契約先は、当金庫からの通知・確認・ご案内等の手段として、ホームページへの掲載等が利用されることに同意するものとします。

## 第15条 リスクの承諾

### 1 本規定の承諾

契約先は、本規定が本サービスを利用するにあたって適用される重要な規定であり、本規定の内容及び本サービス利用に伴うリスク等を理解・認識のうえ、自身の判断と責任において本サービスを利用するものとします。当金庫は、契約先が本サービスを利用したときは、契約先が本サービス利用に伴うリスク等を理解・認識し、自身の判断と責任において本サービスを利用したものとして取扱います。

### 2 ホームページ等による揭示

契約先は、ホームページ等に記載されている当金庫所定の通信の安全性のために採用しているセキュリティ手段、コンピュータウイルス・スパイウェア・盗聴等の不正利用等のリスク対策、及び取引時確認手段について理解し、リスクの内容の承諾を行ったうえで本サービスの利用を行うものとし、これらの処置にかかわらず不正利用により契約先が損害を受けた場合、当金庫は責任を負いません。

## 第16条 業務の委託

当金庫は、本サービスの提供にかかる業務及び個別サービスについて、当金庫の責任において第三者に対して業務委託を行うことができます。

## 第17条 海外からの利用

本サービスは、国内からのご利用のみを想定したサービスです。海外からのご利用については、各国の法律・制度・通信事情等により本サービスの全部又は一部をご利用いただけない場合及び取引・各種処理が正常に行われない場合があります。こうした場合においても、当金庫は一切の責任を負わないことに、契約先はあらかじめ同意するものとします。海外から利用する場合、契約先の完全な自己責任において行うものとし、万一、各国の法律・制度・通信事情又は海外からの利用に起因する事情により、契約先が損害を被った場合には、契約先において解決し、当金庫には一切迷惑をかけないものとします。また、契約先が海外から利用したことにより当金庫が損害を被った場合には、契約先はその損害を賠償するものとします。

## 第18条 準拠法・合意管轄

本契約の準拠法は日本法とします。本規定及び本サービスの利用に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫本店の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第19条 契約期間

本規定に基づく本サービスの契約期間は、申込書（お客さま控え）が申込者に到達した日から起算して1年間とし、期間満了の3ヶ月前までに、契約先又は当金庫から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から起算して1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

## 第2章 提供サービス

### 第1条 照会・振込サービスの内容

本サービスにおける「照会・振込サービス」は、契約先が当金庫所定の使用環境を備えた契約先の端末を用い、電話回線等を経由して当金庫所定の画面で取引の依頼を行ない、あらかじめ契約先が当金庫に届け出た利用口座において、当金庫が指定する次のサービスを行なう機能をいいます。

### 第2条 サービス種類

## 1 取引照会サービス

- (1) 残高照会
- (2) 入出金明細照会

## 2 振込・振替サービス（資金移動、総合振込、給与振込、賞与振込）

## 3 口座振替サービス

### 第3条 取引照会サービス

#### 1 サービス内容

取引照会サービスは、契約先からの端末の操作による依頼に基づき、当金庫が契約先の指定する取引用口座の残高・入出金明細等の照会時点の口座情報を提供するサービスをいいます。

#### 2 照会の内容

取引照会サービスの依頼にあたっては、照会の種別、利用口座等の所定事項を所定の手順に従って当金庫に送信してください。当金庫が契約先から取引照会サービスの依頼を受信し、第1章共通事項第2条第1項の取引時確認手続きの結果、契約先からの依頼と認めた場合には、当金庫は依頼内容に基づく口座情報を回答します。

#### 3 提供内容の変更等

当金庫が回答した口座情報は、その残高、入出金明細を保証するものではなく、口座の取引内容に訂正又は取消しがあった場合には、当金庫は契約先に通知することなく回答済の口座情報を訂正又は取消しすることがあります。このような訂正又は取消しのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 4 入出金明細の照会可能期間

当金庫が本サービスで提供する入出金明細は、金庫所定の期間の明細照会が可能です。当金庫は契約先に事前に通知することなく、この期間を変更することができるものとします。

### 第4条 振込・振替サービス

#### 1 サービス内容

- (1) 振込・振替は、契約先からの端末の操作による依頼に基づき、当金庫があらかじめ契約先の届け出た取引用口座より資金を引き落としのうえ、契約先が指定する当金庫及び「全国銀行データ通信システム」に加盟している他の金融機関の国内本支店にある預金口座（以下、「入金指定口座」といいます）あてに資金移動を行うことができるサービスをいいます。当金庫に取引用口座として申込書を提出することにより、ご利用できます。
- (2) 前号における入金指定口座の指定は、あらかじめ契約先が届け出る方式により行うことができます。
- (3) 当金庫は契約先の指定する取引用口座及び入金指定口座により、次のとおり「振替」又は「振込」として取り扱います。なお、いずれの場合も入金指定口座は当金庫所定の預金科目とします。

##### ① 振替の定義

利用口座と同一名義かつ同一の取引店にある口座を契約先が入金指定口座とし、その入金指定口座あてに行う資金移動取引を振替として取り扱います。

##### ② 振込の定義

契約先の指定する入金指定口座が、前記の振替に該当しない資金移動を振込として取り扱います。

- (4) 振込・振替サービスの依頼方法は以下のとおりとします。

##### ① 事前登録方式

契約先があらかじめ当金庫所定の方法により当金庫に届け出た入金指定口座への振込・振替を行なう場合は、登録番号、振込・振替金額、振込指定日等の所定事項を所定の手続きに従って当金庫に送信してください。

##### ② 都度指定方式

契約先があらかじめ当金庫に届け出していない入金指定口座への振込・振替を行なう場合は、振込・振替を行う際、振込・振替先情報、振替金額、振替指定日等を所定の手続きに従って当金庫に送信してください。ただし、本方式の場合は、即時振込・振替はできず、予約取引のみの取り扱いとなります。

- (5) 振込の受付にあたっては、当金庫所定の振込手数料（消費税相当額を含みます）を申し受けます。

#### 2 振込・振替の取引限度額

- (1) 振込・振替の1回あたりの取引限度額は、契約先が当金庫に書面により届け出た金額とします。ただし、その上限は、当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (2) 取引限度額は当金庫へ申込書を提出することによって変更することができます。
- (3) 当金庫は契約先に事前に通知することなく、この振込・振替の1回あたりの上限金額を変更することがあります。

#### 3 取引手続き等

- (1) 当金庫が契約先から振込・振替サービスの依頼を受信し、第1章共通事項第2条第1項の取引時確認手続きの結果、契約先からの依頼と認めた場合には、当金庫は送信者を契約先本人とみなし取扱うものとします。この場合、本サービスの不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。
- (2) 振込・振替取引は当金庫所定の日において所定の時間内に受け付けし、当金庫所定の方法により手続きします。なお、振込・振替指定日は、振込・振替依頼日の当日取引と先日付取引があり、契約先は、振込・振替依頼日の当日から5営業

日後までの期間で指定することができます。ただし、当金庫は契約先に事前に通知することなくこの期間を変更することがあります。

- (3) 当金庫は、第1章共通事項第3条2項により、取引の依頼内容が確定した場合、利用口座から振込・振替資金及び振込手数料（消費税相当額を含みます）を引落しのうえ、当金庫所定の方法で振込又は振替の手続きをいたします。
- (4) 利用口座からの振込・振替資金及び振込手数料（消費税相当額を含みます）の引落しは、普通預金規定、総合口座取引規定及び当座勘定規定等の定めにかかわらず、小切手又は通帳及び払戻請求書の提示を不要とし、当金庫所定の方法により取扱います。
- (5) 次の各号に該当する場合、振込及び振替のお取扱はできません。
  - ① 振込又は振替処理時に振込金額と振込手数料金額（消費税相当額を含みます）との合計額、又は振替金額が、利用口座から払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲の金額を含みます）を超えるとき。なお、利用口座からの引落しが本サービスによるものに限らず複数ある場合で、その総額が利用口座より引落しできる金額を超えるときは、そのいずれかを引落とすかは、当金庫が任意に決定できるものとします。
  - ② 利用口座あるいは当金庫本支店の入金指定口座が解約済みするとき。
  - ③ 差押等やむを得ない事情があり、当金庫が資金移動取引を不相当と認めたとき。
  - ④ 利用口座について、契約先から支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が所定の手続きを完了しているとき。

#### 4 振込の組戻し・振込依頼内容の変更

- (1) 当日付の振込・振替の場合、その確定後に取消し・変更はできません。また、その確定後に取消し・変更が必要な場合には、契約先は、契約先の利用口座のお取引店にて、当金庫所定の訂正依頼書又は組戻依頼書をお届出の印章により記名押印し提出のうえ、その手続きを依頼するものとします。この場合、当金庫は、契約先に対し、当金庫所定の本人確認資料を求めることがあります。
- (2) 契約先は、組戻し手続きについては、当金庫所定の組戻手数料を支払うものとします。なお、端末による組戻し手続きはできません。
- (3) 当金庫は、入金口座なし等の事由により振込先金融機関から照会を受けた場合、契約先に連絡します。この場合、契約先は、前第1号に準じて速やかに組戻依頼又は訂正依頼の手続きを取るものとします。相当の期間内に手続きがなかった場合、又は不適切な手続きがなされた場合、これによって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
- (4) 当金庫は訂正依頼書又は組戻依頼書に従って、所定の電文を振込先の金融機関に発信します。ただし、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信している場合は、訂正又は組戻しができない場合がありますので、この場合は、契約先は、受取人との間で協議のうえ解決するものとします。

#### 5 先日付振込の取消

振込・振替サービスの先日付振込の取消しについては、振込・振替指定日の前日（前日がサービス休止日の場合は直近のサービス利用可能日）までに、契約先は端末により、そのメニュー画面の表示に従い取消しすることができます。（即時振込の場合は、振込が翌営業日になる場合でも取消することはできません）なお、当金庫の責によらない原因により取消し手続きが受けられない場合は、取消できないことがあります。取消できない場合については、契約先は、第4項の規定に従い組戻し手続きを行なうものとします。

#### 6 取引内容の確認

契約先は、振込・振替サービスによる取引後は第1章共通事項第3条3項第1号に基づき、速やかに取引内容の確認手続きをするものとします。

#### 7 振込規定の適用

振込取引について、本規定に定めのない事項については、当金庫所定の振込規定が適用されます。

### 第5条 口座振替

#### 1 サービス内容

- (1) 当金庫はご契約先からの依頼により預金口座振替の収納事務を受託します。また、口座振替の指定口座は、預金者からの預金口座振替依頼書及びご契約先からの預金口座振替申込書等の処理が完了している当金庫本支店の預金口座とします。なお、口座振替の受付にあたっては、当金庫所定の取扱手数料をいただきます。
- (2) 口座振替の指定日は、預金口座振替契約書に定める振替指定日とし、振替指定日の翌営業日にご契約先の指定の口座へ入金するものとします。また、預金口座振替結果データの取得は、振替指定日の翌々営業日以降にできるものとします。
- (3) 口座振替の依頼は、当金庫所定の取扱時限内に当金庫所定の方法により行ってください。
- (4) 口座振替の依頼取消しは、当金庫がデータ受信した後は行うことができません。ただし、停止しようとするときは、その預金者の氏名、口座番号、金額等を口座振替取引店に書面により届出てください。

以上  
(2020.4.1改定)